

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
3月11日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
  - 救急病院の認定(医療政策課).....
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 柳井都市計画道路事業の変更認可(都市計画課).....
  - 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課).....
- 公告
  - 一般競争入札の実施(管財課).....
  - 基本測量の実施(監理課).....
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 公安委規則
  - 山口県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則.....
  - 山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....
- 公安委規程
  - 山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程.....
  - 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....



### 山口県告示第五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年三月十一日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大野循環器科内科	防府市鋳物師町六番二七号	令和三、一二、三一
まりふ内科・心療内科	岩国市麻里布町二丁目二番一八号	〃 〃 〃
坂本医院	柳井市新市南一番二〇号	〃 〃 二八
緒方歯科医院	防府市戎町一丁目一〇番二八号	〃 〃 一一、三〇
つばさ歯科	石が口二丁目二番二三号	〃 〃 一二、二一
株式会社成和薬局	岩国市麻里布町二丁目三番四号	〃 〃 一五

### 山口県告示第五十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年三月十一日

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
地域医療支援病院オーブンシステム徳山医師会病院	周南市東山町六番二八号	令和七、四、三〇

### 山口県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和四年三月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

道路の種類	県道	山口県知事	村岡 嗣 政
路線名	大島環状線		
道路の区域			

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大島郡周防大島町大字東安下庄字東浦二七八三の一の地先から同郡同町同大字字屋敷一四七九の一の地先まで	旧	最狭 一〇・五・八	八四八・八	
大島郡周防大島町大字東安下庄字東浦二七八三の一の地先から同郡同町同大字字屋敷一〇七六七の二の地先まで	新	最狭 三三・〇	一〇四・〇	
大島郡周防大島町大字東安下庄字古城一〇七六七の二の地先から同郡同町同大字字屋敷三〇〇の一の地先まで	新	最狭 七・八・六 及 六・八・六 及 五・四	七四〇・四 及 七二六・〇	ダブルウェイ
大島郡周防大島町大字東安下庄字屋敷三〇〇の一の地先から同郡同町同大字字屋敷一四七九の一の地先まで	新	最狭 一四・〇・八	一〇・〇	

山口県告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
柳井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
柳井都市計画道路事業三・四・六古開作線
- 三 事業施行期間  
平成二十四年十二月七日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
柳井市南町七丁目及び古開作

山口県告示第五十四号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社ゆうちょ銀行の項中「。以下この項において単に「郵便局」という」及び「（県外に所在する店舗及び郵便局（鳥取県、島根県、岡山県及び広島県に所在する店舗及び郵便局を除く。）にあつては、現金又は現金に代えて納付される証券による公金（県税及びふるさと納税を除く。）の収納事務（手数料にあつては、マルチペイメントネットワークを利用する方法によるものを除く。）を除く。」を削る。



(二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
  - (一) 次に掲げる物品等の購入  
電気
  - (二) 物品等の予定数量  
二千八百二十キロワット時
  - (三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (四) 納入期間  
令和四年六月一日から令和七年五月三十一日までの間
  - (五) 納入場所  
山口県庁舎
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの資格を有する者であること。

(四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和四年三月十一日から同年四月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部管財課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和四年三月十一日から同月二十五日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県総務部管財課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部管財課

(三) 受領期限

令和四年四月二十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年四月二十一日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

令和四年四月二十一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年四月十五日午後五時十五分までに、山口県総務部管財課に提出すること。

1 入札参加資格確認申請書

2 小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写し

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年四月十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総務部管財課（電話〇八三一九三三二二一〇）に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 28,020,000 kWh.
- (3) Delivery period: June 1, 2022 to May 31, 2025
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2210)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., April 20, 2022  
(If case of bringing a tender: 11:00 A.M., April 21, 2022)

(三〇) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(電子基準点測量)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡上関町

三 作業の期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(三一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和四年三月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字末武上字東蓼原
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
光市島田二丁目二三番一〇号  
株式会社ファノス



山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(山口県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の考査の成績の項の次に次のように加える。

クロスボウの取扱いに関する講習会の考査の成績	合格発表の日から一月	警察本部生活安全部生活安全企画課
------------------------	------------	------------------

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次の



改め、同表第八条第十項〔準用〕第八条の二第四項、第九条の八第五項、第九条の十二第四項、第十一条第十項、第十一条の二第六項、第二十四条の二第八項及び第二十七條第三項の項中「第11条第10項」を「第11条第12項」に改め、同表中

第9条の3第1項	射撃指導員の指定	を
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定	に改め、
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定	

同表第九条の七第三項〔準用〕第九条の十一第二項、第十条の六第六項及び第十条の八第二項の項中「第10条の8第2項」を「第10条の8第2項」に改め、同表第九条の十四第二項の項の次に次のように加える。

第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定
-----------	--------------

別表第一の四十七の表第十条の八第四項の項の次に次のように加える。

第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業の届出の受理
第10条の8の2第4項	クロスボウ保管業の廃止の届出の受理

別表第一の四十七の表第十三条の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第二十二條の二第一項〔準用〕第二十二條の三第二項の項中「輸出用模造けん銃製造業等」を「輸出用模造拳銃製造業等」に改め、同表第二十七條の三の項中「けん銃」を「拳銃等」に改める。

別表第一の四十八の表第十八條の項の次に次のように加える。

第9条の2第2項	クロスボウ講習会の開催日時等の公表
第9条の3	クロスボウ講習における考査

別表第一の四十九の表第九十條第一項の項及び第九十條第二項の項中「猟銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に改める。

別表第一の六十八の表中	第9条第1項	第8条第1項
	第9条第3項	第8条第4項
	第5条	第7条

に改める。

別表第一の八十四の表第十四條第三項の項を削り、同表第十四條第四項の項中「第14条第4項」を「第14条第3項」に改める。

別表第二の十九の表第四条の二第一項〔準用〕第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項の項中「第9条の10第3項」を「第9条の16第2項」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第四条の四第一項の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第四条の四第二項の項の次に次のように加える。

第4条の4第3項	許可に係るクロスボウであることの表示措置命令
----------	------------------------

別表第二の十九の表第五条の三第三項〔準用〕第五条の四第三項、第五条の五第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十四第三項の項中「第9条の14第3項」を「第9条の14第3項」に、「けん銃」を「拳銃等」に改め、同表第九條の五第三項〔準用〕第九條の十第三項の項中「第9条の16第2項」を「第9条の16第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第5条の3の2第3項	クロスボウ講習修了証明書の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
------------	----------------------------------

別表第二の十九の表第七条の三第二項の項中「猟銃等」を「猟銃等又はクロスボウ」に改め、同表第八条第七項の項及び第八条第八項の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第八条の二第二項の項及び第八条の二第三項の項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同表第九條の五第三項〔準用〕第九條の十第三項の項中「第9条の10第3項」を「第9条の10第3項」に、「けん銃」を「拳銃等」に改め、「クロスボウ射撃資格認定」の取消しを「けん銃」の取消しに改め、同表第十条の六第一項の項中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同表第十一條第七項・第八項の項中「第11条第7項・第8項」を「第11条第8項・第9項」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第十一條第九項・第十項の項中「第11条第9項・第10項」を「第11条第10項・第11項」に、「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第十一條の二第一項・第二項の項から第十一條の二第四項・第五項の項までの規定中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同表第十三條の三第一項の項及び第十三條の三第二項の項中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表第十三條の三第三項の項及び第十三條の三第四項の項中「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同表第二十六條第二項の項から第二十七條第一項の項までの規定中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。

別表第二の二十一の表第十七条の項中「銃砲刀剣類」や「銃砲等又は刀剣類」に改め、同表中

第20条	猟銃等講習受講申込書の受理	を
第8条の2第2項	表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付	に改め、
第20条	講習受講申込書の受理	

同表第二十二條第一項〔準用〕第二十五條第一項、第二十九條第一項、第五十六條第一項、第七十條第一項及び第八十二條第一項の項中「第82條第1項」を「第82條の3第1項」に改め、同表第二十二條第二項〔準用〕第二十五條第二項、第二十九條第二項、第五十六條第二項、第七十條第二項及び第八十二條第二項の項中「第82條第2項」を「第82條の3第2項」に改め、同表第三十二條第一項〔準用〕第七十八條の項中「銃砲刀剣類所持許可証書換申請書」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書」に改め、同表第三十三條の項中「銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書」に改め、同表第三十五條第一項の項中「第35條第1項」を「第35條第1項・第2項」に改め、同表第三十六條の項中「銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書」に改め、同表第三十九條第一項の項中「銃砲刀剣類返還申請書」を「銃砲等又は刀剣類返還申請書」に改める。

第3条	第5条
第4条第1項	第6条第1項
第5条	第7条

別表第二の二十七の表中

に改める。  
別表第二の二十八の表第九条第三項の項中「第9条第3項」を「第10条第3項」に改める。

附 則  
この規程は、令和四年三月十五日から施行する。

令和四年三月十一日  
発行

発行人

山口県知事